

# 官報号外 昭和三十六年六月八日

## ○第三十八回 参議院会議録追録

○質問主意書及び答弁書

北海道拓殖銀行の樺太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
昭和三十六年五月十八日 東 隆

参議院議長松野鶴平殿

北海道拓殖銀行の樺太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
昭和三十六年五月十八日 東 隆

参議院議長松野鶴平殿

北海道拓殖銀行の樺太引揚げ預金者に対する預金払戻し回避に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
昭和三十六年五月十八日 東 隆

参議院議長松野鶴平殿

による外國為替取引停止に関する通牒に基づき、昭和二十年十月二日以後正当性をもつとしているが、本通牒は外國為替業務について、その時の事情からして不安であるから一応予測により通牒したものと思われるが、閉鎖機関でない北海道拓殖銀行と樺太から的一般引揚げ預金者との関係は、外國為替業務に準ずるものとは解釈されないものである。

三、前記通牒は本件に適用解釈され行がその間一時的に誤解釈をしてしまって、この通牒には、さしあたり一千円の範囲内で支払うことを認めているが、これすらの払い戻しをも回避あるいは拒否をしたこととは引揚者のため極めて遺憾であり、善良なる債務管理とは微塵をも認められないものである。

四、また、かりに昭和二十年十一月一日以後それが正当性をもつとして終戦直後よりその間の払い戻し請求には応じなければならなかつたはずであるが、これにも応じてはいらない。従つて前記同様善良なる債務管理に反するばかりでなく、自己の利益のため債権者の犠牲を強要したとすら解釈されるのである。本件の如き場合の資産閉鎖が合法的と見られるのは、昭

る新、旧勘定の設定に伴う以外はないはずである。

五、本件に関連して去る三月二十七日の参議院予算委員会第四分科会の席上、本議員が大蔵省銀行局長石野信一君に質したところ、昭和二十年七月末における北海道拓殖銀行の預金債務は約二億一千七百二十九万円で、昭和二十九年以後の支払額が二億六百五十三万円との説明があつた。しかるにこの支払額についての説明があつた。

支払額についての説明があつた。

する預金払戻し回避に関する質問に対する答弁書

北海道拓殖銀行は、閉鎖機関に指定されたにもかかわらず、樺太預金の払戻しを停止した事実があるが、これは、次のように適法な法的措置又は行政措置に基づいて行なわれたものである。終戦後、金融機関の在外預金については应急的な措置により支払が行なわれたのであるが、その後状勢の推移により、樺太引揚者のみならず台湾、朝鮮等からの引揚者についても一時その支払を停止し、金融秩序の維持に寄せられたものである。しかしながら、その後にいたつて、在外預金の支払制限が緩和され、現在においては、銀行がそなへては一般預金者と同様の状態に復せしめているのであって、なんら不适当な措置がとられたものではない。

(1) 戰時非常金融対策の一環として昭和十九年六月に実施されたいわゆる預金等の便宜代払制度は、順次取扱範囲が拡充され終戦後においては、海外からの引揚邦人の外地預金について本制度による支払が認められることがととなつた。

(2) 戰時非常金融対策の一環として昭和二十一年八月二十日から本制度が適用され、北海道拓殖銀行の樺太における預金について、引揚者は内地所在の最寄金融機関から預金の便宜代払を受けられることとなつた。

(3) 昭和二十年十月十五日「金銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関する規制」(大蔵省令第八十八号)等が公布施行され上記(3)の行政措置により停止されていた引揚者に対する外地預金の支払は、この法的措置によつて禁止されることとなつた。

(4) 昭和二十年十一月二十一日に、大蔵省令第八十八号による外地預金の支払制限が北海道拓殖銀行について一時免除され、同行の樺太預金の支払が行なわれたが、同年六月三十日に、この免除措置は廃止された。

(5) 昭和二十四年五月の金融機関

て同年九月二十七日付で、大蔵省外資局長から外國為替その他に準ずる取引は停止することと。ただし、一般引揚邦人についてはさし当り一、〇〇〇円の範囲内で支払ができる旨の通牒が出され、この通牒に基づき、樺太預金についてもその支払が行なわれた。

一、北海道拓殖銀行は、閉鎖機関に指定されたにもかかわらず、樺太預金の払戻しを停止した事実があるが、これは、次のように適法な法的措置又は行政措置に基づいて行なわれたものである。終戦後、金融機関の在外預金については应急的な措置により支払が行なわれたのであるが、その後状勢の推移により、樺太引揚者のみならず台湾、朝鮮等からの引揚者についても一時その支払を停止し、金融秩序の維持に寄せられたものである。しかしながら、その後にいたつて、在外預金の支払制限が緩和され、現在においては、銀行がそなへては一般預金者と同様の状態に復せしめているのであって、なんら不适当な措置がとられたものではない。

(1) 戰時非常金融対策の一環として昭和十九年六月に実施されたいわゆる預金等の便宜代払制度は、順次取扱範囲が拡充され終戦後においては、海外からの引揚邦人の外地預金について本制度による支払が認められることがととなつた。

(2) 戰時非常金融対策の一環として昭和二十一年八月二十日から本制度が適用され、北海道拓殖銀行の樺太における預金について、引揚者は内地所在の最寄金融機関から預金の便宜代払を受けられることとなつた。

(3) 昭和二十年十月十五日「金銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関する規制」(大蔵省令第八十八号)等が公布施行され上記(3)の行政措置により停止されていた引揚者に対する外地預金の支払は、この法的措置によつて禁止されることとなつた。

(4) 昭和二十年十一月二十一日に、大蔵省令第八十八号による外地預金の支払制限が北海道拓殖銀行について一時免除され、同行の樺太預金の支払が行なわれたが、同年六月三十日に、この免除措置は廃止された。

(5) 昭和二十四年五月の金融機関

再建整備法の一部改正により在外債務の支払措置が講ぜられ、樺太預金についても支払が再び開始された。昭和三十一年六月末で本措置による支払は一応完了したが、その後においても樺太預金者については、一般預金者と同様に、その申出により隨時預金の支払を行なつてきていた。

二、北海道拓殖銀行の樺太引揚げ預金者に対する支払の経緯は、上記(1)第一の点については、北海道拓殖銀行は閉鎖機関に指定されるとおりであつて、個別事項については次のとおりである。

(2) 第二の点では、昭和二十一年九月二十七日付大蔵省外資局長の通牒においては、閉鎖機関であると否とを問はず、一般的に外国為替取引その他これに準ずる取引を停止したものであつて、北海道拓殖銀行が閉鎖機関ではないとの理由でその適用を除外される趣旨のものではない。

(3) 第三の点については一、の(1)、(2)及び(3)に述べたように昭和二十年八月二十日から同年十一月二日までの間ににおいて北海道拓殖銀行は樺太預金の支払が認められ、支払を行なつたものであつて、善良なる管理者の注意に反したものではない。

(4) 第四の点である終戦後から樺

太預金の支払を行なつていなかったように、北海道拓殖銀行においては、昭和二十年八月二十日から同年十月二日までの間は樺太預金の支払を行なつてゐる。次に、適法に支払停止措置をとることができたのは金融機関經理急措置法の公布の日(昭和二十一年八月十五日)以後ではないかとの御質問であるが、(1)の(3)に述べたように、昭和二十年十月二日に行政措置により樺太預金の支払が停止されており、従つて、金融機関經理急措置法の公布の日以前に支払についての停止措置がとられたものである。

(5) 第五の点であるが、昭和二十一年七月末における北海道拓殖銀行の樺太預金の預金債務は二十一、二九四千円であつたが、上記のような経緯をたどり、昭和三十六年四月二十五日までに二〇六、八七三千円の支払を行なつて、この支払額についての定めは、その全額が同行の樺太預金の支払であつて、御質問のようない支出は含まれていない。

昭和三十五年十二月二十四日  
社会労働委員長 吉武 恵市  
参議院議長 松野鶴平殿  
経過の概要  
本法案は、第三十七回国会に発議され、開会中も引き続いて審査を行なつたが、開会期間が少ないため充分な審査をつくことができなかつたので、次期国会においても引き続き審査を行なう必要あるものと認められる。

## 〔第二十五号参照〕

## 審査報告書

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十一日  
外務委員長 木内 四郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とパキスタンとの間の平和及び友好関係の強化、貿易及び通商関係の促進並びに投資及び経済協力の助長のため、無条件の最惠国待遇の原則を基礎として、入国、滞在、旅行、身体及び財産の保護、事業活動及び職業活動、工業所有権、仲裁裁判

昭和三十六年五月十一日  
外務委員長 木内 四郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
二、費用  
別に費用を要しない。  
審査報告書

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
この協定は、わが国とベルギーとの間に民間航空業務を開設、運営する目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を定めるとともに、交換公文をもつて両国の航空企業が業務を運営する路線を定めている。この協定の締結によりわが国とドイツの航空企業は、それぞれ相手国の領域に対し、平等の立場で乗り入れを行なう権利をもつこととなるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好関係も一そら促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

昭和三十六年五月十一日  
大蔵委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
二、費用  
別に費用を要しない。  
審査報告書

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、再評価実施会社の再評価積立金の資本組入れの促進等の措置により企業経営の健全化に資するため、その組入れ又は減額償却が十分でない会社につき配当制限を若干強化するとともに、一定限度以上の資本組入れを行なった場合には、再評価積立金を資本準備金に組み入れることができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

○審査報告書  
〔継続案件〕  
審査報告書

国民年金法中樺太年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案(継続案件)  
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十一日  
外務委員長 木内 四郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
二、費用  
別に費用を要しない。  
審査報告書

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十一日  
大蔵委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
二、費用  
別に費用を要しない。  
審査報告書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、再評価実施会社の再評価積立金の資本組入れの促進等の措置により企業経営の健全化に資するため、その組入れ又は減額償却が十分でない会社につき配当制限を若干強化するとともに、一定限度以上の資本組入れを行なった場合には、再評価積立金を資本準備金に組み入れることができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十六年六月八日 参議院会議録追録

審査報告書(第二十六号参照) (第二十七号参照)

二、費用	
本法施行のため、別に費用を要しない。	
審査報告書	
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案	
右多數をもつて可決すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。	

昭和三十六年五月十一日	文教委員長 平林 剛
参議院議長松野鶴平殿	
一、委員会の決定の理由	
本法案は、高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処するため、臨時に國立の工業教員養成所を設置することにより、応急に工業教員の養成を図ることを内容とするものであります、おおむね妥当な措置と認めます。	
二、費用	
本法施行に伴う費用として昭和三十六年度予算に約五億九千万円を計上済みである。	

昭和三十六年五月十六日	外務委員長 木内 四郎
参議院議長松野鶴平殿	
一、委員会の決定の理由	
本協定は、国際連合とわが国の協力のもとに、犯罪の防止及び犯人の処遇に関するアジア及び極東研修所をわが国に設置することを定めたもので、わが国の国連加盟、アジア諸国との友好促進及び社会防衛の分野における知識の国際的交流等の見地から妥当な措置と認めた。	
二、費用	
本協定実施に要する経費として昭和三十六年度予算に九千二十三万四千円を計上済みである。	

昭和三十六年五月十六日	外務委員長 木内 四郎
参議院議長松野鶴平殿	
一、委員会の決定の理由	
通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	
右全会一致をもつて承認すべきものと認決した。よつて要領書を添えて報告する。	

昭和三十六年五月十六日	外務委員長 木内 四郎
参議院議長松野鶴平殿	
一、委員会の決定の理由	
この法律案は、耐火建築促進法施行後における都市災害発生の状況にかんかみ、地方公共団体、防火建築街区造成組合等により防火地域内等の特定の街区における防火建築物の整備を促進し、もつて都市における災害の防止を強力に推進し、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するものであつて妥当な措置であると認めるが、本法の施行に当つて中小都市の防災化並びに街区の建築等整備事業に対する財	
二、費用	
本法施行に要する経費は約一億円の見込みであるが、昭和三十六年度の離島振興関係予算の枠内では、その補助率を引き上げ、併せて離島審議会の委員に北海道開発事務官を加えようとするもので、妥当なものと認められる。	

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十八日

運輸委員長

天塩 良吉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、外航船舶の建造を促進し、あわせて海運企業の経営基盤を強化するため、臨時措置として、本年度より昭和三十八年度までの計画造船についての日本開發銀行の行なう融資に対し、最初の融資後五年間、開銀金利と年五分との差の範囲内で、利子補給を行なおうとするものであつて、委員会は適当な措置と認める。

二、費用

本年度予算に日本開發銀行に対する外航船舶建造融資利子補給金として千八百万円が計上されたい。

附帶決議  
政府は、本法による外航船舶建造に対する利子補給強化措置の効果を最高度に確保するとともに海運の国際競争力をさらに強化するため、左記事項の実施に努めるべきである。

記  
一、外航船舶建造利子補給制度の強化にかんがみ、政府は、海運企業に対する監督に遺憾なきを期するとともに海運企業がさらに経営の自主的合理化努力を徹底するよう指導すること。  
二、海運の国際競争力を強化するため、国庫負担による造船利子補給のみに依存することなく、造船用

鋼材価格の低廉化等多角的な施策を推進すること。また、基盤を充実し、もつて国際収支の改善を図る必要があるが、これが実施に当つては、海運企業の経営基盤強化に悪影響を及ぼさないよう十分な考慮を払うこと。

は、これを改善するよう再検討することを要望する。

右決議する。

昭和三十六年五月十八日

審査報告書

建築基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十八日

建設委員長 稲浦 鹿藏

建築基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十八日

参議院議長松野鶴平殿

建築基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十八日

法務委員長 松村 秀逸

建築基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十八日

参議院議長松野鶴平殿

建築基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書  
あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十八日

社会労働委員長 吉武 恵市

参議院議長松野鶴平殿

## 審査報告書

郵便法の一部を改正する法律案  
右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

昭和三十六年五月十八日

通信委員長 鈴木 恭一  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、郵便事業の円滑な  
運営に要する財源を確保するため  
料金体系を調整するとともに、盲  
人用録音物等の料金の免除、料金  
の等であり妥当な措置と認める。

## 要領書

受取人払制度の拡充等を法定して  
サービスの改善を図ろうとするも  
の等であり妥当な措置と認める。

## 要領書

二、費用  
本法施行により、本年度約七十  
四億円、平年度約八十九億五千万  
円の収入がある見込。

## 要領書

〔第二十八号参照〕  
会計法の一部を改正する法律案  
右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、漁業制度調査会  
における審議の結果に基づいて、  
できるだけ速かに、漁業制度その  
他の漁業に関する基本的制度の改  
正が企図されているので、昭和三  
十六年度に行なわれる漁業権の切  
替えを、昭和三十八年度に延期す  
るとともに、今後昭和三十八年八  
月三十日までに新たに免許され  
る漁業権の存続期間は、昭和三十一  
九年三月三十日までの範囲内と  
する等の特例を定めようとするも  
のであつて、適当な措置と認めら  
れる。

## 要領書

二、費用  
この法律施行のため、特に経費  
を必要としない。

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、国の契約制度の適  
切な運営を確保するため、契約の  
相手方の選定、契約の締結、契約  
の履行の監督及び検査その他契約  
事務に関する基本的事項を定め  
うとするものであつて、適當な措  
置と認める。

## 要領書

〔第二十八号参照〕  
会計法の一部を改正する法律案  
右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて要領書を添えて、報  
告する。

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、行政機関の職員の  
定員を昭和三十六年度における事  
業予定計画にかんがみ七千七百七  
十四人を増員し、又定員外職員の  
定員化四万七千六百九十三人を加  
え、現行の七十万五千九十八人を  
七十五万六千五百六十五人とし、仲  
あわせて從来の定員管理制度の欠  
陥の是正並びに職の検討による定  
員規制方式の確立を図るため、行  
政機関職員定員法を廃止し、國家  
行政組織法、各省府設置法等を改  
正しようとするものであつて、そ  
の措置は妥当と認める。なお、別  
紙の通り附帯決議を行なつた。

## 要領書

〔第三十一号参照〕  
大蔵委員長 大竹平八郎

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、國有林野事業特別  
会計法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきもの  
と議決した。よつて要領書を添え  
て、報告する。

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、行政機関の職員の  
定員を昭和三十六年度における事  
業予定計画にかんがみ七千七百七  
十四人を増員し、又定員外職員の  
定員化四万七千六百九十三人を加  
え、現行の七十万五千九十八人を  
七十五万六千五百六十五人とし、仲  
あわせて從来の定員管理制度の欠  
陥の是正並びに職の検討による定  
員規制方式の確立を図るため、行  
政機関職員定員法を廃止し、國家  
行政組織法、各省府設置法等を改  
正しようとするものであつて、そ  
の措置は妥当と認める。なお、別  
紙の通り附帯決議を行なつた。

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、國有林野事業特別  
会計法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきもの  
と議決した。よつて要領書を添え  
て、報告する。

規定している。この条約の締結により、わが国のシンガポールに対するブランチ輸出事業及び技術の進出が促進されるのみならず一般にわが国とシンガポールとの間の経済、技術の交流の緊密化が期待されるので妥当な措置と認めた。

**二、費用**  
別に費用を要しない。

地方議員互助年金法案  
審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

地方行政

委員長 増原 恵吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及び選民の生活の安定に資するため、互助の精神にのつとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給付する制度を設けようとするもので、その趣旨は妥当なものと認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長 松野鶴平殿

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

本法律案は、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎

**審査報告書**

**一、委員会の決定の理由**

本法律案は、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等の非課税の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要する。

しないが、附則第二項により、昭和三十六年度において、九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及びその他の支払金額の範囲で債務保証をすることができるよう措置が講じられている。

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

社会労働 喜武 恵市

参議院議長 松野鶴平殿

**審査報告書**

**一、委員会の決定の理由**

この法律案は、被徴用者等である非戦地勤務の有給軍属を戦傷病者戦没者遺族等援護法上の準軍属とし、その者又はその者の遺族に障害年金又は遺族給与金を支給する途を開き、旧民法にいう入夫婦姻による妻の父母を遺族年金又は遺族給与金の支給を受けるべき遺族の範囲に加えるとともに、障害年金等を増額する等援護の不均衡を是正しようとするもので、妥当な措置と認める。

昭和三十六年五月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎

**審査報告書**

**一、委員会の決定の理由**

本法律案は、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等の非課税の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

昭和三十六年五月三十一日

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長 松野鶴平殿

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

この法律案は、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎

**審査報告書**

**一、委員会の決定の理由**

この法律案は、日雇労働者健康保険の給付内容の改善及び国庫負担率の引き上げを行ない、一方保険料額の等級区分の改定を行なつた。

昭和三十六年五月三十一日

文教委員長 平林 刚

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

中学校及び高等学校の教科の改正に対応して、これらの学校の教員の免許状に係る教科を改正すること、教員需給の実情に即応するため、教員の不足が予想される高等学校の工業・数学・理科・職業実習の教科の教員並びに養護教諭の免許状について、その取得要件を緩和すること、等の措置を講ずることが、本法律案の主な内容であつて、おおむね妥当な措置と認める。

昭和三十六年五月三十一日

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長 松野鶴平殿

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

この法律案は、日雇労働者健康保険料額の等級区分の改定を行なつて財政の健全化を図らうとするもので妥当な措置と認める。

昭和三十六年五月三十一日

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案

**二、費用**

本法施行に伴う費用は特にこれ

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

社会労働 喜武 恵市

参議院議長 松野鶴平殿

**附帯決議**

一、日雇労働者健康保険法の一部改正にあたり出産手当金の支給日数を据置いたことは妥当を欠くものであり、政府は母体保護の立場から速かに支給日数の引上げを行なう措置をとるべきである。

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

この法律案は、健康保険及び船員保険についての分娩賃及び育児手当金の額をそれぞれ引き上げようとするもので、妥当な措置と認める。

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

文教委員長 平林 刚

**要領書**

**一、委員会の決定の理由**

中学校及び高等学校の教科の改正に対応して、これらの学校の教員の免許状に係る教科を改正すること、教員需給の実情に即応するため、教員の不足が予想される高等学校の工業・数学・理科・職業実習の教科の教員並びに養護教諭の免許状について、その取得要件を緩和すること、等の措置を講ずることが、本法律案の主な内容であつて、おおむね妥当な措置と認める。

昭和三十六年五月三十一日

参議院議長 松野鶴平殿

**要領書**

二、費用

本法施行に伴う費用は特にこれ

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十日  
運輸委員長 三木與吉郎

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道の經營の健全化に資するため、政府は、日本国有鉄道に対し、新線建設に要した資金の利子相当額を補助することができるよう措置しようとするもので、本委員会は妥当な措置と認めた。

### 二、費用

本法施行のため、昭和三十六年度一般会計予算に計上される三億八百七十五万円が計上される。

#### 附帯決議

政府は、本法施行に際し、左記の諸点について、特段の措置を考慮すと。

二、新線建設が国民経済に重大なる影響を及ぼす極めて重要な公共負担であるに鑑み、将来新線建設費の財源については、全額政府出資とするよう努力すること。

三、新線建設の実施に当つては、開発効果、予算の規模、工事の難易等を勘案し、経済速度をもつて工事を進め、投資効果をすみやかに發揮し得るよう抜本的措置を講ずること。

#### 審査報告書

#### 二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十六年度一般会計予算に計上される三億八百七十五万円が計上されている。

倉庫業法の一部を改正する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十日  
運輸委員長 三木與吉郎

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、冷蔵倉庫業を許可制にし、倉庫業者に対し保管する物品の種類その他の事項について掲示義務を課し、倉庫業者に対する營業の停止及び倉庫証券の発行の停止の期間の最高限を六月にして、よりとするものであつて、本委員会は適切な措置と認める。

### 二、費用

別に費用を要しない。

#### 審査報告書

#### 二、費用

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十日  
商工委員長 劍木 亨弘

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、商工会の指導連絡部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十日  
商工委員長 劍木 亨弘

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

### 二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十六年度一般会計予算に計上される三億八百七十五万円が計上されている。

三、政府は、法第十九条第一項の事業の行う業務に対し、一般会計

#### 審査報告書

#### 四、政府は、生業資金の貸付等の方法によりその出資金及び交付金を増額するよう努めること。

法により離職者自立のため万全を期すべきであり特に炭鉱及び駐留軍離職者に対し特別の配慮をなすべきである。

雇用促進事業団法案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日  
社会労働委員長 吉武 恵市

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

### 一、委員会の決定の理由

この法律案は、労働者の技能の習得及び向上、地域間及び産業間の移動の円滑化、その他就職の援助に関する必要な業務を行なうたるため、雇用促進事業団を設立し、もつて労働力需給の不均衡を是正しようとするもので、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

### 二、費用

本法律施行に要する経費は、昭和三十六年度において三十三億七千二百六十八万二千円である。

#### 附帯決議

一、政府は、すみやかに雇用基本法を制定し、適正な労働条件のもと完全雇用に関する総合的、基本的政策を樹立するようつとめること。

#### 二、費用

本法律施行に要する経費は、昭和三十六年度において約二千万円である。

#### 三、政府は、法第十九条第一項の事業の行う業務に対し、一般会計

#### 審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日  
社会労働委員長 吉武 恵市

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

### 一、委員会の決定の理由

この法律案は、中央駐留軍関係離職者等対策協議会の委員定数の改正、特別給付金の受給者の範囲の拡大及び職業訓練手当並びに移転に要する費用を支給することができることとする等、本法施行状況及び駐留軍関係離職者の特殊事情にかかるみ、その実情に即した改正を行なうもので妥当な措置と認められる。

### 二、費用

本法律施行に要する経費は、昭和三十六年度において約二千万円である。

#### 附帯決議

一、政府は、すみやかに雇用基本法を制定し、適正な労働条件のもと完全雇用に関する総合的、基本的政策を樹立するようつとめること。

#### 二、費用

本法律施行に要する経費は、昭和三十六年度において約二千万円である。

#### 三、政府は、法第十九条第一項の事業の行う業務に対し、一般会計

#### 審査報告書

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

8

昭和三十六年五月三十一日

内閣委員長 吉江

参議院議長 松野鶴平殿 勝保

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛庁の任務遂行の円滑を図るために、防衛庁本庁の職員の定員二十五万四千七百九十九人を一万三千五百三十四人増員して二十六万八千三百三十三人に改め、自衛官の定数二十三万九百三十五人を一万一千七十四人増員して二十四万二千九人に改め、統合幕僚会議及び統合幕僚会議の事務局の所掌事務を改めるとともに統合幕僚会議に統合幕僚学校を新設し、あわせて防衛大学校の所掌事務を改めようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

## 二、費用

本法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案に伴う費用及びその他必要な費用として、増勢分の歳出予算七十九億二百六十五万七千円のほか、国庫債務負担行為九十三億九千九十八万五千円及び繰り越額の增加六十九億五千五百五万円が昭和三十七年度以降の年割額の増加六十九億五千五百五万六千円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

## 審査報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月三十一日

内閣委員長 吉江 勝保

## 要領書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、陸上自衛隊の管区隊及び混成団を師団に改編し、海上自衛隊に新たに教育航空集団を置き、自衛艦隊を改編し、航空自衛隊に航空方面隊一、航空團二、及び保安管制気象団を増置または新設する等自衛隊の組織及び編成等を整備するとともに予備自衛官の員数を増加し、また統合幕僚会議の議長が当該部隊の行動についての長官の命令の執行に當ることとし、あわせて補給統制部隊が編成された場合において統合幕僚会議の議長が当該部隊の行動についての長官の命令の執行に當ることとし、あわせて補給統制処に関する規定を設けようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

## 二、費用

本法律案及び防衛庁設置法の一部を改正する法律案に伴う費用及びその他必要な費用として増勢分の歳出予算七十九億二百六十五万七千円のほか、国庫債務負担行為九十三億九千九十八万五千円及び繰り越額の增加六十九億五千五百五万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

## 審査報告書

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月一日

地方行政 増原 恵吉

## 要領書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方交付税法について地方交付税総額の増加に伴い単位費用を改訂し、測定単位の数値の算定の基礎及び測定単位の数値の補正方法等を改めるとともに、地方財政法について固定資産税の制限税率の引き下げに伴う減収額をうめるための地方債の特例措置を昭和三十五年度限りで廃止し、その経過措置を講じよるとともに、その経過措置を講じよるとともに税の制限税率の引き下げに伴う減収額をうめるための地方債の特例措置を昭和三十五年度限りで廃止するものであつて、その内容はおむね妥当なものと認める。

## 二、費用

昭和三十六年度地方交付税総額は、本年度の交付税及び譲与税配付金特別会計予算に計上されている地方交付税交付金三千五百二十億余円に、昭和三十五年度の予算補正に伴う繰越分約二百七億円を加えた三千七百三十六億余円である。

## 審査報告書

## 選挙制度審議会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月一日

## 要領書

## 委員長 松野鶴平殿

要領書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本案の内容は、女子教育職員の出産に際し、産前産後を通じて十二週間を任用の期間として、補助金の制度、等に関する重要な事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議するとともに自らも意見の具申をすることができる。(二)政府は、審議会から答申または意見の具申があつたときは、これを尊重しなければならない。(三)審議会は委員三十人以内で組織し、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。(四)委員は学識経験者のうちから、特別委員会は国会議員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命し、国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区の議員定数を定める具体案作成のための調査審議には加わることができない。(五)委員の任期は一年とする。(六)審議会は必要があるときは公聴会を開くことができる、等を主な内容とするもので、妥当なものと認める。

## 二、費用

本法施行のため、本年度の所要経費として約三百七十万円が、昭和三十六年度一般会計予算に見込まれている。

## 審査報告書

## 学校教育法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日

## 文教委員長 平林 剛

要領書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法案は、工業に関する中堅技術者を育成して、産業の発展に寄与するため、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する目的をもつて、学校教育法の一部を改正して新たに高等専門学校の制度を創設することを内容とするものであり、現在のわが国の産業府に設置し、これに關する規定を政令で規定されていた選挙制度調査会にかえて、新たに、より強力な組織として選挙制度審議会を組織する法律案

## 要領書

## 昭和三十六年六月六日

文教委員長 平林 剛

## 要領書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本案の内容は、女子教育職員の出産に際し、産前産後を通じて十二週間を任用の期間として、補助金の制度、等に関する重要な事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議するとともに自らも意見の具申をすることができる。(二)政府は、審議会から答申または意見の具申があつたときは、これを尊重しなければならない。(三)審議会は委員三十人以内で組織し、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。(四)委員は学識経験者のうちから、特別委員会は国会議員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命し、国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区の議員定数を定める具体案作成のための調査審議には加わることができない。(五)委員の任期は一年とする。(六)審議会は必要があるときは公聴会を開くことができる、等を主な内容とするもので、妥当なものと認める。

## 二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

經濟の著るしい發展に伴う科学技術者の需要状況にかんがみ、妥当な措置と認めた。

## 二、費用

本法施行に伴う費用は別にこれ不要しない。

### 審査報告書

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本案は、学校教育法の一部改正による高等専門学校の制度の創設法その他の関係法律に所要の改正を加えて、これらを整備することを内容とするものであり、妥当な措置と認めた。

二、費用  
本法施行に伴う費用は別に必要としない。

### 審査報告書

日本国とオーストラリア連邦との間の國際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
外務委員長 木内 四郎

一、要領書  
委員会の決定の理由

この約定は、わが国とオーストラリアとの間に郵便為替の交換を行なうこと、及びそのための交換の経路、表示通貨、料金の割合、振出し及び払渡しの方法等の基本的事項を定めたもので、妥当な措置と認めた。

二、費用  
別に費用を要しない。

一、要領書  
委員会の決定の理由

この条約は現行の國際電気通信条約(千九百五十二年十二月二十日)に必要な改正を加えるために、昨年十月からジュネーブで開催された國際電気通信連合の全権委員会議で審議作成されたものであり、わが国は同年十二月二十日に、これに署名しているものである。わが国は、この条約の当事国になることにより電気通信の分野における国際協力に寄与し且つわが国の電気通信事業の伸長発展も期待し得るものであるから本件承認は妥当と認めた。

二、費用  
分担金として、昭和三十六年度予算に約五千百四十万円を計上すべきである。

昭和三十六年六月六日  
外務委員長 木内 四郎

### 審査報告書

日本国とパキスタンとの間の國際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求める件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
参議院議長 松野鶴平殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、わが国とパキスタンの間に、郵便及び電信による郵便為替の交換を行なうこと、及びそのための交換の経路、表示通貨、料金の割合、振出し及び払渡しの方法等の基本的事項を定めたもので、妥当な措置と認めた。

二、費用  
別に費用を要しない。

[第三十七号参照]

一、要領書  
委員会の決定の理由

この法律施行のための経費として、昭和三十六年度一般会計予算に、二十三万八千円が計上されている。

二、費用  
別に費用を要しない。

昭和三十六年六月六日  
農林水産 勝野 繁雄

### 審査報告書

魚価安定基金法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
農林水産 勝野 繁雄

### 要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、多獲性の水産動物の採捕を行なう中小漁業者等が、その經營の安定を図るために、自主的に漁業生産活動を調整する組織を設けることができるようになるとともに、自主的な調整だけでは十分でないと認められる場合は、國がこれを補完する措置を講ずることができることとしよろとされるのであつて、妥当と認められる。

二、費用  
本法施行のため別に費用を要しない。

[第三十七号参照]

一、要領書  
委員会の決定の理由

本法律案は、機械類賦払信用保険の特例等に関する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
大蔵委員長 大竹平八郎

### 審査報告書

機械類賦払信用保険特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
大蔵委員長 大竹平八郎

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、機械類賦払信用保険臨時措置法による機械類賦払信用保険に関する政府の經理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置しようとするものであつて、適當な措置と認める。

二、費用  
本法施行のため別に費用を要しないが、昭和三十六年度特別会計

予算に機械類賦払信用保険特別会計の歳入歳出として、二億五千二百七十万円がそれぞれ計上されており。

## 審査報告書

## 審査報告書

税理士法の一部を改正する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、税理士制度の運営の実情にかえりみ、税理士の自主性の確立に資するため、日本税理士連合会に税理士の登録事務を移譲するとともに、特別な税理士試験を行なう期間を延長し、あわせて税理士試験の受験資格等について規定の整備を図らうとするものであつて、適当な措置と認め行なつた。なお、別紙の通り附帯決議を要望する。

二、費用  
附帯決議  
本法施行のため、別に費用を要しない。  
一般にわたる検討を完了すべきことを要望する。  
右決議する。

## 審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日 内閣委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十六年六月六日 内閣委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、旧軍人軍属の加算年の取扱及び公務傷病者の症状に応する恩給額についてその適正化を図り、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額について所要の是正を行ない、外國政府職員及び日本医療団職員の在職年を通算し、旧準軍人遺族について特例扶助料の給与条件を緩和しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

昭和三十六年六月六日 大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、旧軍人軍属の加算年の取扱及び公務傷病者の症状に応する恩給額についてその適正化を図り、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額について所要の是正を行ない、外國政府職員及び日本医療団職員の在職年を通算し、旧準軍人遺族について特例扶助料の給与条件を緩和しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

昭和三十六年六月六日 大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、別途今国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案に伴い、政府職員の共済組合に関する從前の法令の規定によると、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたもの等の額を改正しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

昭和三十六年六月六日 大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、別途今国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案に伴い、政府職員の共済組合に関する從前の法令の規定によると、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたもの等の額を改正しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

昭和三十六年六月六日 大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国會及び内閣に対する昭和三十五年十二月二十七日付勅告に基づき、薪炭手当の支給額の限度を世帯主たる職員は七千五百円(世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に對しては、五千円)、その他の職員については二千五百円に改定するとともに、薪炭手当についても部との支給額の限度を改定しようとするものであつて、その措置は妥當と認める。

昭和三十六年六月六日 大藏委員長 大竹平八郎  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国會及び内閣に対する昭和三十五年十二月二十七日付勅告に基づき、暫定手当に關し、同一市町村内における不均衡の調整措置を講ずるとともに、支給区域の区分を異にして異

前の外地に於ける國家との特殊關係機関職員の前歴ある者については其の機関の形式に捉われず充く其の実質を洞察し戦前戦後の社会事情の大變革を考慮して待遇の公平を期する様措置せられたい。

昭和三十六年六月六日 内閣委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員共済組合の制度につき、厚生年金保険法の一部改正等に伴い年金の最低保障額を引き上げるとともに、公務による廃疾年金又は遺族年金に要する費用については国が全額を負担することとし、国家公務員と公庫、公團等の職員との人事交流の場合における組合員期間の通算を統一的に行なうこととし、その他組合員期間の計算の特例、長期給付の額の算定、育児手当金の支給方法等共済給付に関する規定を整備しようとするものであつて、その措置は妥當と認める。

昭和三十六年六月六日 内閣委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

## 審査報告書

## 二、費用

動した場合の特例措置を設けようとするものであつて、その措置は妥當と認める。

本法律案に伴う費用は、六億四千万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

昭和三十六年六月六日 内閣委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、薪炭手当及び新炭手当の支給額の限度を世帯主たる職員は七千五百円(世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に對しては、五千円)、その他の職員については二千五百円に改定するとともに、薪炭手当についても部との支給額の限度を改定しようとするものであつて、その措置は妥當と認める。

昭和三十六年六月六日 大藏委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国會及び内閣に対する昭和三十五年十二月二十七日付勅告に基づき、暫定手当に關し、同一市町村内における不均衡の調整措置を講ずるとともに、支給区域の区分を異にして異

動した場合の特例措置を設けようとするものであつて、その措置は妥當と認める。

昭和三十六年六月六日 内閣委員長 吉江 勝保  
参議院議長 松野鶴平殿

## 要領書

## 二、費用

本法律案に伴う費用は、薪炭手当の増額を要する費用として二億四千六百万円が、昭和三十六年度予算に計上されている。

なお、薪炭手当については、既定予算の範囲内で賄なう。

**附帶決議**  
冬期間における寒冷積雪地の困難な生活の事情から起る食料、被服、住居、防寒、防雪等の対策を講ずるに必要な諸経費の増加等の実情にかんがみ、これらの地域に勤務する職員に支給する寒冷地手当の額につき増額の必要が認められるので、政府は昭和三十七年度よりその支給額の最高限を引き上げるための措置をとるよう強く要望する。

右決議する。

審査報告書

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
内閣委員長 吉江 勝保

審査報告書

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外地からの引揚その他の特殊の事由により退職した後再び職員となつた者等について、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、その者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算の特例を設けようとするもの等であつて、その措置は妥當と認める。

二、費用

既定予算の範囲内で賄なう。

審査報告書

海上保安庁法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
内閣委員長 吉江 勝保

審査報告書

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

**昭和三十六年六月六日**

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、九州方面をその区域とする第七海上保安管区を二分して、南九州方面をその管轄区域とする第十海上保安管区を新設しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う費用は、約三千四百九十万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

審査報告書

割賦販売法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
内閣委員長 吉江 勝保

審査報告書

要領書

参議院議長 松野鶴平殿  
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外地からの引揚その他の特殊の事由により退職した後再び職員となつた者等について、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、その者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算の特例を設けようとするもの等であつて、その措置は妥當と認める。

二、費用

既定予算の範囲内で賄なう。

審査報告書

要領書

審査報告書

審査報告書

審査報告書

審査報告書

審査報告書

審査報告書

**審査報告書**

スポーツ振興法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

**二、費用**  
本法施行に伴う費用は、昭和三十六年度分として六千三百万円を予算に計上済みである。

審査報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

審査報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

審査報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

審査報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

審査報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

審査報告書

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月六日  
文教委員長 平林 剛

参議院議長 松野鶴平殿

て、特別の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認められた。

運輸委員長 三木典吉郎

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、わが国の経済規模の発展の傾向にかんがみ、日本国有鉄道の敷設すべき予定鐵道線路に九線路を追加しようとするもので委員会は適當な措置と認めた。

二、費用

本法施行に伴う費用は、昭和三十六年度分として六千三百万円を予算に計上済みである。

審査報告書

**昭和三十六年六月六日**

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会生活圈の拡大及び市外通話の自動化の進度に応じて電話による料金の体系を合理化しようとするもの等であつて、適當な措置と認めた。

二、費用

本法施行により、昭和三十四年十億円の減収が見込まれる。

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十九年に開催されるオリソビック東京大会の円滑な準備及び運営等に資するため、國あるいは公社等において、

要領書

審査報告書









昭和三十六年六月八日 參議院會議錄追録 審查報告書(第三十七号参照)

一  
六

第一九九九号、第二〇一〇号、  
第二二〇六号 ボーイスカウ  
ト会館建設用地払下げに関する請願  
第三三五一号 終戦前中国にお  
いて契約した生命保険金払も  
どしに関する請願  
第三七一四号 好飲料、清涼  
飲料の物品税廃止に関する請  
願  
右の通り審査決定した。よつて報告  
する。

昭和三十六年六月八日

大藏委員長 大竹平八郎  
參議院議長 松野鶴平殿

審査報告書（社会公労働委員会第一号）

第二〇八号、第二一〇九号、第二二九号、第一三〇号、第二三一号、第三三二号、第三三三号、第三四四号、第三三五号、第二三四四号、第二四五号、第二六一號、第二六二号、第二六九号、第二七九号、第二八〇号、第二八五号、第二九九号、第三二七号、第三六三号、第三六四号、第四一〇号、第四三七号、第四四五号、第四七五号、第五〇七号、都市清掃施設に対する国庫補助増額等に關する請願

第二二八号 社会保険診療報酬単価値上げ促進に關する請願

第二七三号 海軍關係勤員学徒等犠牲者遺家族援護に関する請願

第三〇八号 児童収容施設措置費引上げ等に關する請願

第三一三号、第四〇五号 社会、児童福祉施設従事者の給与引上げ等に關する請願

第三四二号、第一九〇号 男子看護人の名称改正に關する請願

第三七三号、第三七四号、第三七五号、第三七六号、第三七七号、第五三一号、第六五五号、第七二三号、第七七五号社会保険医療の改善に關する請願

第四〇四号 へき地医療対策に關する請願

第四八七号 ごみ処理施設設置費国庫補助に關する請願

第四八九号 小児マヒの予防対策に關する請願

第四九〇号 国民健康保険療養費給付費引上げに伴う国庫負担増額等に關する請願

第四九九号 業務外せき臓損傷

患者のための単独保護法制定等に関する請願 第五三二号 医療費負担による医療費引上げ反対等に関する請願 第五六六号 患者負担による医療費引上げ反対等に関する請願 第五八六号、第五七八号、第五八八号、第六〇四号、第六〇五号、第六一二号、第六二八号、第六四〇号、第六四六号、第六六七号、第七一〇号、第七三四号、第七四七号、第七五〇号、第七五二号、第七六九号、第七七〇号、第七七七号、第七七九号、第八一〇号、第八四九号、第八五三号、第一〇二号、第一〇四四号、第二四八二号、第二四八三号、第二五二号、第二五三号、第二六一五号、第二六一六号、第二六三三号、第二六二四号、第二七六一号、宗教法人立保育院施設の取扱い等に関する請願 第六二五号、第六二六号、第六三六号、第六五七号、第六五五号、第九二八号、第九二九号、第九五九号 原爆被害者援護対策に関する請願 第六九九号、第七〇〇号、第七〇六号、第七一三号、第七三〇号、第七五三号、第八一一号、第八三三号、第八五四号、第八五五号、第九一〇号、第一一七五号、第一二六九号、第一三四二号、第一三五

一号、第一三六四号、第一三五号、第一一二四号、第一一五二四号、第一一五六七号、第一一五六八号、第一一五六九号、第一一五二八号、第一一五二三号、第一一五二二号、第一一五二一号、第一一五二六号、第一一五二七号、第一一五二八号、第一一五二三号、第一一五二四号、第一一五二五号、第一一五二六号、第一一五二七号、第一一五二八号、第一一五二九号、第一一五三〇号、第一一五六七号、第一一五八八号、第一一六〇〇号、第一一六一一号、第一一六八六号、第一一九七七七号、洒辟きより正施設設立に関する請願  
第七五一号 国立大田病院及び国立大田療養所併存に關する請願  
第八〇〇号、第八〇一号、第八一七号、第九六二号、第一〇九号、第二三五一号、第二五九二号 水産物小売業者の營業許可の要件改善に關する請願  
第八四八号、第九〇八号、第九一八七号、第一一二八〇号、第一一二八一号、第一一四六二号 第八六七号、第九二七号 業務外の灾害によるせき惻損傷患者援護に關する請願  
第九〇七号 らい療養所の医師充員対策等に關する請願  
第九三五号 国立大田療養所存置に關する請願  
第一一〇四七号 動員学徒犠牲者援護に關する請願

第一一二三四号、第二二五二号 特殊漁船船員戦没者遺族の凩遇改善に関する請願

第一一五八号 生活保護法の其準額引上げ等に関する請願

第一一五九号 結核回復者のためのコロニー設置に関する請願

第一一六〇号 結核回復者の就職等保障に関する請願

第一一六一号 結核療養者に対する文化費予算化に関する請願

第一一六二号 基準看護及び基準給食の内容充実に関する請願

第一一六三号、第一一六四号、第一一六五号、第一一六六号、第一一六九号、第一一七〇号、第一二〇九一号、病院の看護婦、勤務時間短縮に伴う人員増加に対する請願

第一一七二号、せき肺損傷患者の長期療養認定基準緩和に関する請願

第一一七三号、せき肺損傷患者に対する傷病給付金全額支給に関する請願

第一一七四号、岡山労災病院にせき肺損傷患者職能訓練センター設置の請願

第一一六九号、未帰還者留守家族等援護法第十三条の期限延長等に関する請願

第一四六二号、生活保護法の医

第一六八四号 小児マヒ予防対策に関する請願  
第一六八八号 社会保障確立等に関する請願  
第二一〇五号 医療費の国庫負担金増額に関する請願  
小児マヒ対策に関する請願  
第二一〇四七号 戦犯犯罪関係者に対する保障の請願  
第一六八八号 社会保障確立等に関する請願  
第二一〇八一号 第二一〇八号、  
第二一六四号、第二二一〇二号、  
第二二三三三号、第二三七七〇号、第二五九一号、第二六一九号、第二六二〇号、第二六八七号、第二六八八号、第二七四八号、第二七七八号、積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願  
第二一〇八二号 第二六二一号 小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
第二一〇九二号 後保護施設の内容充実に関する請願  
第二三二二号 国民健康保険法第十二条第一項の規定による使用基準改正に関する請願  
第二一〇三号 精神薄弱者等の保護に関する請願  
第二一〇五号 觀光地の淨化に関する請願





右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十五年十二月二十四日

商工委員長 劍木 享弘

参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会においては、第三十七回国会開会中及びこれに続く閉会中に

「経済の自立と発展に関する調査」に  
関し、主として左の事項について政  
府関係者の出席を求めて質疑を行な  
い、資料を収集整備する等鋭意調査  
を進めてきたが、調査の内容が広範  
多岐にわたり、かつ、調査の期間も  
短かかつたため、結論を得るに至ら  
なかつた。

## 調査項目

一、総合エネルギー対策及び電気料  
金問題に関する件  
二、通商産業政策に関する件  
三、経済計画に関する件  
四、科学技術政策に関する件

## 調査報告書

運輸事情等に関する調査（継続事  
件）

右の件については、調査を終らなか  
つた。よつて経過の概要を添えて、  
報告する。

昭和三十五年十二月二十四日

運輸委員長 三木與吉郎

参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会は、今国会開会中におい  
て、日本国有鉄道の運営に関する件  
及び航空に関する件について、運輸

省及び日本国有鉄道当局から説明を  
聴き資料の提出を求めて調査を行な  
つたが、未だこの調査を終了するこ  
とができなかつた。

郵政事業及び電気通信事業の運営  
件

右の件については、調査を終らなか  
つた。よつて経過の概要を添えて、  
報告する。

昭和三十五年十二月二十四日

通信委員長 鈴木 恭一

## 参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会は、第三十七回国会開会  
中並びに閉会中において、郵政事  
業、電気通信事業、電波監理及び放  
送等の諸問題につき、郵政大臣より  
説明を聴取し、鋭意調査を進めて來  
たのであるが、調査期間も僅少であ  
り結論を得るに至らなかつた。

## 調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する  
調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなか  
つた。よつて経過の概要を添えて、  
報告する。

昭和三十五年十二月二十四日

建設委員長 稲浦 鹿藏

参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会においては、第三十七回国会開会中、本件調査を行なうべく  
手続をすめたが、会期が極めて短期である上に法案審査に主力が注がれ  
災害復旧費の支出に関する件につい

れたため、又閉会後においても期間  
が極めて短期であつたため、本件調  
査を終了するに至つていない。

予算の執行状況に関する調査（継  
続事件）

右の件については、調査を終らなか  
つた。よつて経過の概要を添えて、  
報告する。

昭和三十五年十二月二十四日

予算委員長 館 哲一

## 参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会は、予算の執行状況に関  
する調査を進めたが、第三十七回国  
会開会中は、昭和三十五年度予算補  
正審議のため、また、同国会閉会後  
は、議会閉設七十年記念式典をはさ  
む極めて短期間に過ぎなかつたた  
め、調査を終了するに至らなかつ  
た。

## 調査報告書

国家財政の經理及び国有財産の管  
理に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなか  
つた。よつて経過の概要を添えて、  
報告する。

昭和三十五年十二月二十四日

決算委員長 佐藤 芳男

参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会においては、第三十七回国会並び  
に同国会閉会中、文部省関係予算の支  
出に関する件、警察庁及び公安調  
査庁の調査費等の使途に関する件、  
災害復旧費の支出に関する件につい

て関係政府当局及び会計検査院当局  
に質疑を行なつた。

右のほか、資料の収集、検討等調  
査を進めたが、本件は、その対  
象範囲が広範多岐にわたるので、調  
査を終了するに至らなかつた。

昭和三十六年六月八日

法務委員長 松村 秀逸

## 参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

本委員会においては、本件調査に  
ついて第三十八回国会開会中左の件  
について調査を行なつてきましたが、本  
件調査を終了するに至らなかつた。  
一、治安に関する件について地方行  
政委員会と連合審査会を開会し、  
特に鳴中事件を中心として右翼テ  
ロ取締対策等について植木法務大  
臣及び当局に対し、その方針を質  
し、質疑を行なつた。

## 調査報告書

国会法第八十一條第二項の規定に  
基づき、第三十三回及び第三十六回  
国会の開会中貴院において採択さ  
れ、内閣に送付を受けた請願の處理  
経過を別冊のとおり報告する。

昭和三十五年十二月二十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

## 参議院議長 松野鶴平殿

## 経過の概要

おいて、参議院で採択され、内閣に  
送付を受けた請願は、内閣において  
これをそれぞれその請願の関係庁に  
送付し、関係庁からその処理案を内  
閣に提出し、これを閣議に附して決  
定することとした。その結果処理案  
を決定したものは左記のとおりで、  
その他は目下調査中である。

## 調査報告書

右処理すべきものの処理要領の要  
点を集録すれば、大体別紙のとおり  
である。

本委員会においては、第三十七回国会並び  
に同国会閉会中、文部省関係予算の支  
出に関する件、警察庁及び公安調  
査庁の調査費等の使途に関する件、  
災害復旧費の支出に関する件につい

の確立について植木法務大臣から  
その方針を質し、質疑を行なつ  
た。

当局から朝鮮人の出入国の現況に  
ついて説明を聴取し、質疑を行な  
つた。

第三十三回国会 内閣受  
理件数 決定件数  
二五五件 二〇〇件  
二件 二件

## 第三十三回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主たる管轄庁	請願に對する処理要領
占領期間中における連合国将兵による被害補償の請願(第一二二号)	総理府	<p>昭和三十四年度において実施した被害者の実績調査の結果に基づき、次のとおり実施した。</p> <p>これらの被害者で、昭和二十七年五月二十七日閣議了解等による見舞金の全部または一部をまだ受けないものに対し、昭和三十一年七月一日より支給業務を開始した。</p> <p>一、立法措置による全面救済については、日下検討中である。</p> <p>昭和三十五年九月八日閣議決定により新施設費および現施設の解体撤去費の全額の建設費を昭和三十一年度において補償することとした。なお、現在までの損失補償については、移設費の補償決定に伴い、福岡市において要求を放棄することとなつた。</p> <p>二、立法措置による全面救済については、日下検討中である。</p> <p>昭和三十五年九月八日閣議決定により新施設費および現施設の解体撤去費の全額の建設費を昭和三十一年度において補償することとした。なお、現在までの損失補償については、移設費の補償決定に伴い、福岡市において要求を放棄することとなつた。</p> <p>三、立法措置による全面救済については、日下検討中である。</p> <p>昭和三十五年九月八日閣議決定により新施設費および現施設の解体撤去費の全額の建設費を昭和三十一年度において補償することとした。なお、現在までの損失補償については、移設費の補償決定に伴い、福岡市において要求を放棄することとなつた。</p> <p>四、立法措置による全面救済については、日下検討中である。</p> <p>昭和三十五年九月八日閣議決定により新施設費および現施設の解体撤去費の全額の建設費を昭和三十一年度において補償することとした。なお、現在までの損失補償については、移設費の補償決定に伴い、福岡市において要求を放棄することとなつた。</p>
福岡市東部じんか焼却場移設費補償に関する請願(第八五〇号)	同	<p>福岡市東部じんか焼却場移設費補償に関する請願(第八五〇号)</p> <p>傷病者の増加恩給等(是正に請願) (第一四二四号)</p> <p>傷病者の増加恩給等(是正に請願) (第一四六六号)</p> <p>傷病者の増加恩給等(是正に請願) (第一五一〇号)</p>

内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)	同
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)	同

三、講ずることに消していいるものと考える。

四、(1) 憲法上の恩給は、その後の在職公務員の給与ベニスの引き上げに応じて、ベニスの運賃を考慮して見直す場合の発令を恩給において改められなければならない。アッパーの運賃を考慮して見直す場合の発令を恩給において改められなければならない。

五、昭和三十四年政令第三三九号の施行によつて請願の要旨は達せられたものと考えられる。

六、恩給の支給目途から考えると趣旨としては望ましいことと考えられるが、それには、そのときにおける国家の財政事情等諸般の事情を十分考慮にいれなければならぬ。アッパーの運賃を考慮して見直す場合の発令を恩給において改められなければならない。

(1) 慎重に検討を要するものがあると考える。

四、(2) 憲法上の恩給は、その後の在職公務員の給与ベニスの引き上げに応じて、ベニスの運賃を考慮して見直す場合の発令を恩給において改められなければならない。

五、昭和三十四年政令第三三九号の施行によつて請願の要旨は達せられたものと考えられる。

六、恩給の支給目途から考えると趣旨としては望ましいことと考えられるが、それには、そのときにおける国家の財政事情等諸般の事情を十分考慮にいれなければならぬ。アッパーの運賃を考慮して見直す場合の発令を恩給において改められなければならない。

七、昭和三十四年政令第三三九号の施行によつて請願の要旨は達せられたものと考えられる。

八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

二十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

三十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

四十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

五十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

六十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

七十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

八十九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九〇、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九一、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九二、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九三、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九四、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九五、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九六、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九七、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九八、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

九九、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)

一〇〇、内地発病結核患者の増加恩給に関する請願(第三二号)



右に同じ。

常習酩酊者に対する保安処分の制度について、刑法改正作業は重要な問題の一つとして研究正してゐるところであるが、その実現については、個人の個人権を尊重しがら治療の目的を達成しなければならないので、慎重な検討が必要である。しかし、なるべく早く実現する期待にそろよ結論を出したいと考えている。

現下の犯罪情勢、とくに、兇悪犯の少なくない情況の下で、直ちに死刑を廃止するのは相当でない。

昭和三十五年度及び昭和三十六年度予算をもつて完成する予定である。

昭和三十六年度以降において早急に予算措置を講じ請願の趣旨にそろよにしたい。

現在早急に整理統合する計画はない。

なお、地元負担による庁舎の新設を受けけることについては問題があるので慎重に検討中である。

昭和三十五年度予算をもつて完成する予定である。

現在早急に統合する計画はない。

昭和三十四年十一月円満に解決され、帰還業務はすでに約一年にわたり順調に実施され立している。さらに昭和三十五年十月二十七日成立した合意により、帰還協定の有効期間が一年延長され、帰國希望者は安心して帰還できるようない体制となつていて。

サハラにおけるフランスの核実験に対しても、政府は昭和三十四年九月以来三回にわたり、フランス政府に対し実験を差し控えるよう申入を行つた。また国連の枠内においてフランスに対する核実験を差し控えるように要請する旨の決議に賛成し、昭和三十五年より要請の総会においても、米英仏ソを含むその他の諸国に対し核実験を差し控えるよう強く要請する決議案の共同提案を行なう等の努力をしており、今後も核実験の全面的停止を一日も早く達成すべく国内外においてあらゆる努力を傾ける考えである。

一、政府は、直ちに在京大使館を通じ、米側に対し改正措置に関する疑義の説明を求めるとともに、法務省の担当官二名を見解和を米側に伝え、民政省等と懇談を行なわしめた。

日本専売公社經營の自主性増強に關する請願(第一二八二号) 沖繩周辺海域の航行、漁ろう禁止措置撤廃に關する請願(第五五六号)  
鹿児島県鹿屋市に國民金融公庫支所設置の請願(第三〇六号)

同 同 大 藏 外 務 省

三、米民政府は、その後昭和三十四年八月十五日まで琉球立法院による立法の要請を容れ、民立法（琉球立法院による立法）との調整案のできるまで新刑法実施を無期延期と発表、現在においてもこのままである。

この内布令公布は施政権者としての米国の権限内の行為に属するので、政府としては、これの撤回を求めるといふことでなく、双方の話し合いによつて、今後も現地情勢と努力したい。即して円満に処理されるよう努力したい。

米側と隔離ない話し合いによつて、双方の納得できる処理を進めていきたい。

支所の設置について条件は、各地における公庫資金の需要量、立地条件等種々の観点から慎重に検討を加えてゆく考え方である。なお、業務代理による資金の融通により中小金融の円滑化を図つてゐる。

在来種における種別の区分は、用途上の分類に基づくものであるから、松川葉を第一在来種に編入することは適當でない。しかし、昭和三十五年度産収納価格の決定に際しては、昭和三十四年度に比し一・三七%の値上げを実施した。

専売制度調査会の答申を参考として検討することとした。

旧令による共済組合等からの  
海外引揚等再就職公務員の退  
職手当算定基礎等に関する請  
願(第一二三五六六号)  
水道事業の用に供する国有財  
産払下げに関する請願(第六  
号)  
國立療養所特別会計設置反対  
に関する請願(二件)(第一、反  
對五三三号)  
漁業課税の適正化に関する請  
願(第七、四号)

同 同 同 同 同

二、漁業施設については、特定のものについて、三年間五割増の特別償却により償却の短縮化措置を講じていい。また、耐用年数の適正化については、全般的に検討中であり、その結論をまつて処理する考えである。

三、漁業法の一部を改正し、土地を国有財産特別措置法の一部を改正し、土地を除き国有財産を譲与できる措置をとることとする。

四、漁業法による年金のみを増額すること

昭和三十六年六月八日 参議院会議録追録

第三十三回及び第三十六回国会において採択された請願の処理経過

号年金に関する請願(第一二三〇)

○五一、〇七一、七二五、八九一、一五二、  
 六、〇六、〇六、一七、四九六、  
 八一、六〇、一五、八、一四、九四、五、  
 一〇、三、〇五一、八七、〇二、八、  
 〇六、〇六、〇四、八六、一九二、  
 六、〇六、〇八、一、九、四、九、二、  
 九、一、六、一五、〇七、八、一六、  
 〇六、四、〇五、〇七、八、一五、  
 七七、一六九、一三、〇二、八、七、三、  
 〇、一六、一五、〇六七、二二

○五一、〇七一、七二五、八九一、一五二、  
 六、〇六、〇六、一七、四九六、  
 八一、六〇、一五、八、一四、九四、五、  
 一〇、三、〇五一、八七、〇二、八、  
 〇六、〇六、〇四、八六、一九二、  
 六、〇六、〇八、一、九、四、九、二、  
 九、一、六、一五、〇七、八、一六、  
 〇六、四、〇五、〇七、八、一五、  
 七七、一六九、一三、〇二、八、七、三、  
 〇、一六、一五、〇六七、二二

○五一、〇七一、七二五、八九一、一五二、  
 六、〇六、〇六、一七、四九六、  
 八一、六〇、一五、八、一四、九四、五、  
 一〇、三、〇五一、八七、〇二、八、  
 〇六、〇六、〇四、八六、一九二、  
 六、〇六、〇八、一、九、四、九、二、  
 九、一、六、一五、〇七、八、一六、  
 〇六、四、〇五、〇七、八、一五、  
 七七、一六九、一三、〇二、八、七、三、  
 〇、一六、一五、〇六七、二二

○五一、〇七一、七二五、八九一、一五二、  
 六、〇六、〇六、一七、四九六、  
 八一、六〇、一五、八、一四、九四、五、  
 一〇、三、〇五一、八七、〇二、八、  
 〇六、〇六、〇四、八六、一九二、  
 六、〇六、〇八、一、九、四、九、二、  
 九、一、六、一五、〇七、八、一六、  
 〇六、四、〇五、〇七、八、一五、  
 七七、一六九、一三、〇二、八、七、三、  
 〇、一六、一五、〇六七、二二

○五一、〇七一、七二五、八九一、一五二、  
 六、〇六、〇六、一七、四九六、  
 八一、六〇、一五、八、一四、九四、五、  
 一〇、三、〇五一、八七、〇二、八、  
 〇六、〇六、〇四、八六、一九二、  
 六、〇六、〇八、一、九、四、九、二、  
 九、一、六、一五、〇七、八、一六、  
 〇六、四、〇五、〇七、八、一五、  
 七七、一六九、一三、〇二、八、七、三、  
 〇、一六、一五、〇六七、二二

○五一、〇七一、七二五、八九一、一五二、  
 六、〇六、〇六、一七、四九六、  
 八一、六〇、一五、八、一四、九四、五、  
 一〇、三、〇五一、八七、〇二、八、  
 〇六、〇六、〇四、八六、一九二、  
 六、〇六、〇八、一、九、四、九、二、  
 九、一、六、一五、〇七、八、一六、  
 〇六、四、〇五、〇七、八、一五、  
 七七、一六九、一三、〇二、八、七、三、  
 〇、一六、一五、〇六七、二二

同

文部省

産業教育手当は、専門教科担当の教員に対する手当の職務の特性を考慮してこれに支給する。また、基礎教科担当の教員に対する手当も、産業教育手当と同様に支給される。

現行制度により、実情に即して適切な措置を講じうるものと考える。

(二) 勤務した場合には通算は考へていな

い。定期勤務を講じている。しかし、公社職員と同様、年金の在職停止を受けることは止められるが、勤務した場合には通算は考へていな

る。

（三）各種の年金制度との関連上困難と思われる問題として、  
 1. 本請願の趣旨のとり処理することとした。  
 2. 国家公務員として勤務した場合には、通算措置を講じて定められた年数を加味することにする。  
 3. 該年金法による年金額は、その保険料の支拂いに応じて年金額は適切である。しかし、旧陸軍の勤務年数を考慮することによって増額を考慮するには規定期間は適切である。そこで、規定の年金額を付与せられることは困難だと思われる。

（四）年金法による年金額を増額することについては、前号と同様適当でない。

（五）年金法によると年金額を増額することには、女子工員については、年金に付与され、年金権を付与せられることには、年金法では規則で認められていない。

（六）年金法によると年金額を増額することには、年金法では規則で認められていない。

高等学校の理科教育振興に関する請願(第一〇三三号)	昭和三十五年度産業教育振興予算に関する請願(第一〇四二号)	盲ろう学校高等部生徒の就学奨励に関する請願(第一〇四八号)	昭和三十五年度産業教育振興予算に関する請願(第一〇四九号)
---------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

同 同 同 同

二、昭和三十五年度予算において、産業教育振興費を三百七十億円計上しておるが、なお今後も趣旨にそつて努力したい。

昭和三十五年度予算において、産業教育振興費を三百七十億円計上しておるが、なお今後も趣旨にそつて努力したい。

昭和三十五年度予算において、産業教育振興費を三百七十億円計上しておるが、なお今後も趣旨にそつて努力したい。

昭和三十五年度予算において、産業教育振興費を三百七十億円計上しておるが、なお今後も趣旨にそつて努力したい。

昭和三十五年度予算において、産業教育振興費を三百七十億円計上しておるが、なお今後も趣旨にそつて努力したい。

昭和三十五年度予算において、産業教育振興費を三百七十億円計上しておるが、なお今後も趣旨にそつて努力したい。









未帰還者調査の徹底化に関する請願(第四〇号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に關する請願(二二三、一四六五号)第一四二二、一四六四号

厚生省 同 同

運動員学徒犠牲者援護に関する請願(四件)第一九二〇、二六一號

厚生省 同 同

戦傷病者のための単独法制定に関する請願(二件)第一九二〇、二六一號

右に同じ。

戦傷病者に対する援護は、恩給法戦傷病者戦没者遺族等援護法等の関係法律によりそれぞれの法の趣旨、目的に照らし最も適当と認められる機関において適切な運用のとどめがあつてあると認められるので、今ただちに法規及び援護機関の統一を図ること等は必ずしも適切である。かつてその目的を達成するのである。また、課税台帳の所得がいわゆる税金の徴収は廃止された。

なお、傷病の公務性の認定に當つては勤務の期間場所のほか特に勤務の態様等に留意して審議し遺憾のないよう努めている。

三、遣族等援護法における障害者に対する措置として適当でないと考へられるが、選択権を認めることは妥当であると考へる。

援護措置の目的に反して、職務関連等による障害者に対しても遣族等援護法による障害年金を支給することは適当でない。

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長の請願(八件)第六九、一六五、三三三、三三七五、四一五、九二二、一二九九号)国民年金法の一部改正に関する請願(第一四六二号)

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長の請願(三件)第二三、五三一、四七五号)

同 同 同

同 同 同

在外公館を通じ、各種の手段をつくして調査研究を実施中である。その結果北方地域特にソ連地城に付いては、生存残留者の大部分が現地で通常社会生活に入ることが判明している。この状況が明らかになり、他の社会保障制度の拡充に期待するところである。

本法による援護を行なうことは適當でないと思ふ。他の社会保障制度の拡充に期待するところである。

（イ）社会保障施策の整備に関する請願(第八五五号)

二、現在実施は困難であるが、なお検討した二、名義上の所得者には課税されない建前となつておらず、所得税又は市町村民税の課税台帳に基づいて行なうこととしているため、一応、実質的な所得による課税台帳の所得が、何よりも多い事例では、また、まことに過ぎない者については、昭和三十四年度分の所得税から子は農業の經營者とする申告をすれば、これは容認する取扱がされ、この場合はとくに贈与税は課さないこととなる。名義変更が容易に行なうことができる。

三、現行の支給停止の基準となる本人所得額を所得税納付の線まで引き上げるよう検討している。

（ア）国民年金事務費全額国庫負担に関する請願(第二四五号)

なお、調査團の派遣を必要とするような残存日本兵に關する情報については確認する情報は入手しない状況である。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百三十五号)が制定され、療養給付期限については、さらには年延長され、また、帰還患者に係る一部負担金の徴収は廃止された。

右に同じ。

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長の請願(三件)第二三、五三一、四七五号)

農業災害保険制度の拡大強化 に関する請願(第一九八五号)	農業共済制度改正に関する請願 (第二四六号)	農業災害賠償制度協議会を設置し、同協議会に於いて請願の趣旨を十分検討したい。
北海道の農家負債整理対策促進に関する請願(第五八六号)	農林省	農業災害賠償制度協議会を設置し、同協議会に於いて請願の趣旨を十分検討したい。
福島県下小名浜港の外國産麥類荷揚港指定促進に関する請願(第二二三号)	農林省	農業災害賠償制度協議会を設置し、同協議会に於いて請願の趣旨を十分検討したい。
積雪寒冷单作地帯振興臨時措置(第七一九号)	農林省	農業災害賠償制度協議会を設置し、同協議会に於いて請願の趣旨を十分検討したい。

畜産会組織における専任技術員の設置助成に関することとしめた。昭和三十五年度においては、特に酪農分野において濃密な指導を強化するとともに、指導員の資質向上等の事業を充実することとした。総額四六、九九七千円の予算を計上した。
昭和三十四年産原料いも価格の維持については、昭和三十四年十月十七日付食糧庁長官通達並びに同年四月二十四日付食糧大臣談話によると、原料基準価格以下の取引きにより生産されたでん粉は、政府買入の対象としない方針を明確にした。また、昭和三十四会计年度中に五〇〇万貫程度のでん粉の政府買入を急に実施するという異例の措置を決定した。なお、今後も事情に応じ適切な買入措置を講ずる方針である。
北海道農家の負債整理に對する根本的対策については、昭和三十五年度の度針を明確にした。また、昭和三十四会计年度中に五〇〇万貫程度のでん粉の政府買入を急に実施するという異例の措置を決定した。なお、今後も事情に応じ適切な買入措置を講ずる方針である。
北海南端から東北地方にかけての農業関係施設災害の復旧について、国および地方政府が採りたる方針である。

畜産会組織における専任技術員の設置助成に関することとしめた。昭和三十五年度においては、特に酪農分野において濃密な指導を強化するとともに、指導員の資質向上等の事業を充実することとした。総額四六、九九七千円の予算を計上した。
昭和三十四年産原料いも価格の維持については、昭和三十四年十月十七日付食糧庁長官通達並びに同年四月二十四日付食糧大臣談話によると、原料基準価格以下の取引きにより生産されたでん粉は、政府買入の対象としない方針を明確にした。また、昭和三十四会计年度中に五〇〇万貫程度のでん粉の政府買入を急に実施するという異例の措置を決定した。なお、今後も事情に応じ適切な買入措置を講ずる方針である。
北海道農家の負債整理に對する根本的対策については、昭和三十五年度の度針を明確にした。また、昭和三十四会计年度中に五〇〇万貫程度のでん粉の政府買入を急に実施するという異例の措置を決定した。なお、今後も事情に応じ適切な買入措置を講ずる方針である。
北海南端から東北地方にかけての農業関係施設災害の復旧について、国および地方政府が採りたる方針である。

奄美大島の零細製糖業者救済 に関する請願(第五五五号) 水俣病による漁業被害対策に 関する請願(第八一四号)	農林省
同 同 同	同 同
防災當農振興資金通措置の 立法化に関する請願(二件) (第一九一六〇六号) 漁業共濟制度改善に関する請 願(第七一〇号)	<p>鹿児島県が実態を調査中であるから、この結果に基づき善処することにしたい。</p> <p>一、水質二法の適用及び病因而究明についての法律に基づく調査水域の保全に関する法律を実施中である。昭和三十四年新日本窒素水俣工場の廃水の処理については、工場側において極力努力しているようである。</p> <p>(1) 公用機構水俣海城の海況、底質の調査等を実施中である。</p> <p>(2) 毒魚貝類の分布、魚貝類の有効化の度から水質調査を実施中である。</p> <p>(3) 新日本窒素水俣工場の廃水の処理については、工場側において極力努力しているようである。</p> <p>2. 患者の医療及び生活困窮者の救済対策としては、治療費の補助、生活扶助等の対策を実施中である。</p> <p>3. 段階的に底質調査を実施することとしめたい。</p> <p>4. 全面的な金利引き下げは金融体系全般に問題であり困難と思われるが、今後とも補助予算の確保については、今後とも万全を期したい。</p> <p>5. 全般的な補助率の引き上げは困難と思われるが、今後慎重に検討したいたい。</p> <p>6. 請願改善対策についても、今後検討のうえ善処したい。</p> <p>7. 営農改善対策についても、特別融資については、慎重に検討したい。</p> <p>8. 営農の趣旨にそろよ擴充強化を図りたい。</p> <p>9. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>10. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>11. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>12. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>13. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>14. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>15. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>16. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>17. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>18. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>19. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>20. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>21. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>22. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>23. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>24. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>25. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>26. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>27. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>28. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>29. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>30. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>31. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>32. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>33. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>34. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>35. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>36. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>37. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>38. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>39. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>40. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>41. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>42. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>43. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>44. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>45. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>46. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>47. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>48. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>49. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>50. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>51. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>52. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>53. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>54. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>55. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>56. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>57. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>58. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>59. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>60. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>61. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>62. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>63. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>64. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>65. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>66. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>67. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>68. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>69. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>70. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>71. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>72. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>73. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>74. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>75. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>76. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>77. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>78. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>79. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>80. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>81. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>82. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>83. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>84. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>85. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>86. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>87. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>88. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>89. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>90. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>91. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>92. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>93. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>94. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>95. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>96. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>97. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>98. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>99. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p> <p>100. 請願の趣旨にそろよ事業の擴充強化を図りたい。</p>
積雪寒冷单作地帯の農林業振 興促進に関する請願(第七一 号)	同 同
中海干拓事業等早期着工に 関する請願(三件)(第九二三 九二四、九二五号)	福島県南総合農地開発促進 会
昭和三十五年度から新規地区として調査開始	



					農林省
					一、林業用種子を国営又は公営をもつて採取することとは望ましいので、國庫補助事業の公営採取の拡充につとめるとともに、昭和三十五年度からは国有林野事業特別会計資本金により毎年間需用量の約二〇パーセントに相当する種子を国営により採取、貯蓄し、凶作時に払い下げるよう措置している。
					二、育種事業の進展に伴い、林業種苗法の運用等について再検討を加える必要があると考える。
					三、種苗生産者団体に関する問題について目下検討中である。
					四、国有林の苗圃は、苗木需要の増大等の事情により自給自足は、十分でない。不足分については専門業者から購入を行なつて、育種事業の推進等のため、合理化の不可能な苗圃は廃止する等、国有林苗圃の総合整備を行なう方針であつて、民間の規模は縮少する傾向にある。このため、民間木購入の実績は、年々増加するとともに、系統機関を通じて、民間の規範は縮少する率も飛躍的に増大している。
					五、治山事業特別会計制度創設に関する請願(第一〇二二号)
					同
					同
					同
					同
					同
鹿児島県肝付地区国有林道網整備拡充に関する請願(第三三号)	同	同	同	同	同
鹿児島県鹿屋市等に国有林解放の請願(第三二二号)	同	同	同	同	同
北海道占冠村に當林署設置の請願(第七四〇号)	同	同	同	同	同
現在検討中である。	同	同	同	同	同
具体的な部分林設定申請の提出をまつて、慎重に検討したい。	同	同	同	同	同

岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一四二六号)	新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	大捕漁船未加入者援護対策に関する請願(第一四五三号)	岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一二五〇号)	良工事施行に関する請願(第一四五三号)
新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	大捕漁船未加入者援護対策に関する請願(第一四五三号)	岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一二五〇号)	新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	良工事施行に関する請願(第一四五三号)
新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	大捕漁船未加入者援護対策に関する請願(第一四五三号)	岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一二五〇号)	新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	良工事施行に関する請願(第一四五三号)
新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	大捕漁船未加入者援護対策に関する請願(第一四五三号)	岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一二五〇号)	新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	良工事施行に関する請願(第一四五三号)
新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	大捕漁船未加入者援護対策に関する請願(第一四五三号)	岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一二五〇号)	新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	良工事施行に関する請願(第一四五三号)
新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	大捕漁船未加入者援護対策に関する請願(第一四五三号)	岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一二五〇号)	新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	良工事施行に関する請願(第一四五三号)
新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	大捕漁船未加入者援護対策に関する請願(第一四五三号)	岩手県脇之沢漁港の一部を改良工事施行に関する請願(第一二五〇号)	新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願(第六八三号)	良工事施行に関する請願(第一四五三号)

右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。
現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用しないことになつていても通算が認められていなかつた。旧陸海軍共済組合は終戦により解散	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用しないことになつていても通算が認められないことになつていても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。
現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き續いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。	現行法は附則第五条の規定により職員であつた職員のみを認める原則をとつておらず、しかもその期間のみを認める。職員であつても引き続いでいる。また従前の勅令は適用されないことを認めた。
昭和三十五年度以降二十年計画の局部改良事業として実施、目下工事を実施中である。	昭和三十五年度以降二十年計画の局部改良事業として実施、目下工事を実施中である。	昭和三十五年度以降二十年計画の局部改良事業として実施、目下工事を実施中である。	昭和三十五年度以降二十年計画の局部改良事業として実施、目下工事を実施中である。	昭和三十五年度以降二十年計画の局部改良事業として実施、目下工事を実施中である。
現在防波堤の一端並びに港内および港路のしゆん堀、船揚場等が未完成となつてゐるのでも、昭和三十五年度において事業費二、二〇〇万円をもつて、工事の促進に努めている。	現在防波堤の一端並びに港内および港路のしゆん堀、船揚場等が未完成となつてゐるのでも、昭和三十五年度において事業費二、二〇〇万円をもつて、工事の促進に努めている。	現在防波堤の一端並びに港内および港路のしゆん堀、船揚場等が未完成となつてゐるのでも、昭和三十五年度において事業費二、二〇〇万円をもつて、工事の促進に努めている。	現在防波堤の一端並びに港内および港路のしゆん堀、船揚場等が未完成となつてゐるのでも、昭和三十五年度において事業費二、二〇〇万円をもつて、工事の促進に努めている。	現在防波堤の一端並びに港内および港路のしゆん堀、船揚場等が未完成となつてゐるのでも、昭和三十五年度において事業費二、二〇〇万円をもつて、工事の促進に努めている。

同(二件)(第一四七〇、一五三号)  
佐賀県唐津海員学校移転に関する請願(第五二二号)  
全国港湾水面貯木施設建設に関する請願(第一五〇六号)  
北海道広尾港拡張工事促進に関する請願(第一四八八号)  
上越線長岡、新潟両駅周鐵道電化促進に関する請願(第二六号)  
北陸本線鐵道複線電化促進に関する請願(第一二七号)  
甲府、長野両駅周鐵道電化促進に関する請願(二件)(第九五、一三八号)  
関西線鐵道電化区間を加茂駅まで延長する請願(第三五五号)  
国鉄別府駅駅舎改築等に関する請願(第八四八号)  
国鉄大隅高山駅駅舎移転改築に関する請願(第一〇三九号)  
飯田、三留野両駅周鐵道敷設促進に関する請願(第一四一号)  
野岩羽線鐵道等建設促進に関する請願(第九三九号)

右に同じ。

移転に多額の費用を要するので、特別整備事業の完成を待ち、その騒音、炭塵等の被害の実態を調査検討し、結論を出すことにした。昭和三十六年度には、港湾法で施行可能な施設および防災的な施設を、重点的に整備すべく下検討中である。

昭和三十四年度より一、〇〇〇トン岸壁とともに伴う南防波堤工事を着工し、昭和三十五年度は四千三百万円をもつて引き続き工事を促進を計つている。

なお、昭和三十六年度を初年度とする新五カ年計画を策定し、関係省間ににおいて折衝中である。

信越線長岡—新潟間については、昭和三十五年中に着工することになつていて、

富山以西の複線化を昭和三十六年度を目途に下施工間である。また電化については米原—敦賀間は既に完成しておらず、敦賀—富山間にについては国鉄第一期電化計画に基づいては、今後さらに検討したい。

五カ年計画では国鉄新五カ年計画にては、今後さらには、昭和三十六年度完成にて現状では駅舎の改築計画はもつてないが、これが今後研究したい。

二、複線については、目下検討中の国鉄新五カ年計画にて考慮されている。

甲府—松本間にについては目下検討中の国鉄新五カ年計画にて考慮されている。

甲府—松本間にについては目下検討中の国鉄新五カ年計画にて考慮されている。

市下の駅舎の移転改築は考えていないが、都計画等があれば今後研究してゆきたい。

昭和三十二年度以降調査線としてとりあげられたが、昭和三十四年十一月第二十五回鐵道建設審議会において、比較線（飯田—中津川間）をもあわせてさらに詳細なる調査を行なつて、昭和三十五年度中に完了して、その結果を鐵道建設審議会に報告し、逐次着工の選定を行なうことになつていている。

本市—滝原間にについては昭和三十五年度中に詳細なる報告し、逐次着工の選定を行なうことになつて、西米沢間にについては、今後研究

し、責任準備金の移管を受けることも不可能である。したがつて現在通算することは考えていらない。

福島県野沢、西方間鉄道敷設実現促進に關する請願(第九〇号)	福井駅、勝原間鉄道敷設促進等に關する請願(第一二三七号)	名古屋、中津川両駅間のジーゼルカ一運転区間延長等に關する請願(二件)(第九六、一四〇号)
飯山線のジーゼルカ一増発等に關する請願(二件)(第九七、一三九号)	飯山線輸送改善に關する請願(第二九〇号)	石炭輸送用貨車増強に關する請願(第一一二二号)
國鉄吉備線貨車取扱存続に關する請願(第一二六二号)	鐵道貨物輸送力増強に關する請願(第二〇六号)	國鉄貨物運賃等引上げ反対に關する請願(第六〇九号)
身体障害者の國鉄運賃割引拡大に關する請願(第六九六号)	鹿児島本線西鹿児島、上伊集院両駅間に簡易停車場設置の請願(第五六〇号)	小、中学生用紙製品の國鉄小口扱運賃輕減に關する請願

したい。只見瀬は小出一大白川周はすでに開業してい  
たが、未完成区間のうち大白川一只見間については予定経過地の水没等によつて、工事は

只見線は小出一大白川間はすでに開業している。未完成区間のうち、大白川～只見間についで困難の見込みである。

なお、今津川口～只見間には電源開発会社の資材輸送専用線があり、同線の国鉄線編入についても下協議中である。

本路線は概ね山間部であり、とくに西方寄り日向倉山附近の地盤がしゆんけん複雑で、長い直線を必要とするので早急に建設することは困難と思われる。

越美北線は目下継続工事中で、福井～勝原間は昭和三十五年中に部分開業の予定になつてゐる。

準急「穗高」号への接続については、車両要員等からみて早急実施することは困難である。また、新宿行列車を名古屋方面との接続を計るためにある。中央線全体のダイヤ構成上相当の影響がある。しかし、兩者とも次期時刻改正の際によく検討したい。

一、今後の新製気動車の両数とにらみ合わせて検討していただきたい。

二、予算その他の事情を考慮のうえ十分検討したい。

一、今後よく検討することとしたい。

二、三、四、飯山線のダイヤ改正をまつて検討したい。

石炭の輸送確保については、最近の石炭市況の特殊事情等も考慮して特に配意している。昭和三十五年度については輸送力増強のため貨車七、二〇〇両を新造するとともに列車の増発を計り線増、換車場等の改良工事を実施している。

なお、貨物運賃制度改正、輸送の近代化については、国民生活によよばず影響等を慎重に検討しつつ改善を図りたい。

旱急に設置は困難と思われるが、なお地方事情その他について検討してみたい。

新たに品目を追加し、または割引を拡大することは非常に困難である。



昭和三十六年六月八日 参議院会議録追録

官 報 (号 外)	建 設 省
一級国道八号線中一部改良工事促進に関する請願(第三号)	同
県道熊本南関線中内藤橋の永久橋架替に関する請願(第四五号)	同
宮崎県都城市、鹿児島県指宿市間県道の大曲角館線等の二級国道編入に関する請願(第二四四号)	同
秋田県道大曲角館線等の二級国道編入に関する請願(第二三四号)	同
道路留辺蘗西足寄線等の国道編入に関する請願(第一〇三号)	同
鹿児島県鹿屋市、佐多町間県道の主要地方道指定に関する請願(第三三七号)	同
道路整備促進に関する請願(第五三六号)	同
同	同
新長期道路整備計画を策定する際に検討したい。重要度を調査のうえ、検討したい。	右に同じ。
一、昭和三十五年度に公共用地取得制度調査会を開設することとなつてゐるので、同調査会の検討結果をまとめて対処することにした。二、オリソビック東京大会に対処するため道路整備について、新長期道路整備計画の樹立の再検討を行ふこととした。三、災害時ににおける道路交通の確保は極めて重要なことであり、これに対処するため迂回路の設定ならびに応急復旧体制の樹立等の措置を指導督励して万全の体制を整えるよう、今後その実現を図るよう努力したい。	右に同じ。

宮城県県道閑上港線補修工事促進に関する請願(第五六五号)	同
昭和三十五年度道路交通確保六ヵ年計画予算に関する請願(第七一〇号)	同
東海道第二国道建設に関する請願(八件)、(第八三五、八七一、九四二、一四五、一四六、一五四、一四五、一四一號)	同
二級国道平新潟線改修工事促進に関する請願(第一〇二四号)	同
福島県伊南川上流に多目的ダム建設促進の請願(第二三六号)	同
東北高速自動車道早期実施に関する請願(第九四四号)	同
福島県八木山川、那珂川総合開発事業等実施に関する請願(一二件)、(第二七七、一二四二号)	同
滋賀県瀬田川しゆんせつ工事促進に関する請願(第三四号)	同
埼玉県芝川改修事業促進に関する請願(第八三三号)	同
治水、治山事業促進に関する請願(第一四三号)	同
大阪府淀川等改修工事促進に関する請願(十二一件)、(第一七四〇、四三、一〇二二、一二九号)	同

昭和三十五年度特殊改良事業費(第二種)で補修工事を実施している。	同
積雪寒冷特別地域道路交通確保六ヵ年計画予算に関する請願(第七一〇号)	同
一級国道の指定区间にかかる道路以外の道路には、その完遂を期すこととし、事業の遂行を図つてゐる。雪用機械化を図る意において除雪車用機械に対する補助費を例年計上して円滑なる冬季間道路交通の確保を図つてゐる。なお、除雪事業の直接的経費に対する補助金交付については、今後その実現を図るよう努力したい。	同
昭和三十四年度より東海道交通処理対策に関する調査を実施中である。東海道幹線自動車道建設法の施行により、東海道幹線自動車道建設法の施行に於いては、今後その実現を図るよう努力したい。	同
昭和三十五年度より国土開発総幹線として、東北地方における重要な横断幹線として、昭和三十三年度から整備に努力している。昭和三十五年度より国土開発総幹線として、昭和三十三年度から整備に努力している。	同
昭和三十五年度より国土開発総幹線として、昭和三十三年度から整備に努力している。	同
昭和三十七年度から福島県による調査が始められ、昭和三十二年度からは国直轄の予備調査があわせて行なわれ、現在総統中であるので、今後更に調査を推進し、計画を確立した上で実施する考えである。	同
東北地方における重要な横断幹線として、昭和三十三年度から整備に努力している。	同
昭和三十五年度より国土開発総幹線として、昭和三十三年度から整備に努力している。	同
昭和三十七年度から福島県による調査が始められ、昭和三十二年度からは国直轄の予備調査があわせて行なわれ、現在総統中であるので、今後更に調査を推進し、計画を確立した上で実施する考えである。	同
現在洗堰改築工事に重点を置いて施工しているが、新洗堰工事に引き続きしゆんせつ工事を施行する計画である。	同
国家財政の許す限り、予算の増額を図り事業を促進させたい。	同
現在洗堰改築工事に重点を置いて施工しているが、新洗堰工事に引き続きしゆんせつ工事を施行する計画である。	同
国家財政の許す限り、予算の増額を図り事業を促進させたい。	同
現在高潮対策を考慮した治水計画のもとに工事を施行している。現在高潮対策を考慮した治水計画を策定し、これを適確に実施する方針である。	同
国家財政の許す限り、請願の趣旨にそろそろ努力したい。	同

第三十二回及び第三十六回国会において採択された請願の処理経過

建設省									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
京都府福山市段畑区内土師 の請願(第一九七号)	宮城県増田川改修工事促進に 関する請願(第五六四四号)	西大阪地盤沈下対策に關する 請願(六件)(第七四二、七六 七、九五八、九七二、九七三 号)	淀、木津川両川の堤防補強改 修工事促進に關する請願(第 七九一号)	木津川堤防ゆう水箇所の復旧 工事早期施行に關する請願 (第七九二号)	大阪府寝屋川水系改修事業促 進に關する請願(九件)(第八 三〇、八三一、八三三、八三 三、八三四、九五六、九五七、 九七一、一二三三号)	京都府宇治川宇治、鶴見両橋 間右岸築堤工事等促進に關す る請願(第八七二号)	新潟地区地盤沈下対策事業に 關する請願(第六四三号)	新市町職員の給与改善に關 する請願(第四九一号)	治水事業促進に關する請願 (第一五三三号)
地方財政の健全化に關する請 願(第二四九号)	宮城県当局の意見を聞き、検討したい。	宮城県最上川遊水池対策に關 する請願(第三四六号)	宮城県増田川改修工事促進に 関する請願(第三四六号)	淀、木津川両川の堤防補強改 修工事促進に關する請願(第 七九一号)	木津川堤防ゆう水箇所の復旧 工事早期施行に關する請願 (第七九二号)	大阪府寝屋川水系改修事業促 進に關する請願(九件)(第八 三〇、八三一、八三三、八三 三、八三四、九五六、九五七、 九七一、一二三三号)	京都府宇治川宇治、鶴見両橋 間右岸築堤工事等促進に關す る請願(第八七二号)	新潟地区地盤沈下対策事業に 關する請願(第六四三号)	治水事業促進に關する請願 (第一五三三号)
地方交付税の合併補正特例期 間延長に關する請願(第二四 三号)	現在改修計画を検討中である。	昭和三十五年度において請願の趣旨のとおり 措置した。河川改修工事として施行するものであ る。なお、國庫負担率の引き上げについては、今 後検討したい。	国家財政のゆるす限り予算を増額し工事を促 進させたい。	右に同じ。	国家財政のゆるす限り工事の促進を図りた い。	国家財政のゆるす限り工事の促進を図りた い。	新潟地区地盤沈下対策事業に 關する請願(第六四三号)	新市町職員の給与改善に關 する請願(第四九一号)	治水事業促進に關する請願 (第一五三三号)
地方交付税の寒冷補正適正化 に関する請願(第七一六号)	昭和三十五年度において請願の趣旨のとおり 措置した。河川改修工事として施行するものであ る。なお、國庫負担率の引き上げについては、今 後検討したい。	国庫負担率の引き上げについては検討した い。	国庫負担率の引き上げについては検討した い。	昭和三十五年度において請願の趣旨のとおり 措置した。河川改修工事として施行するものであ る。なお、國庫負担率の引き上げについては、今 後検討したい。	寒冷補正の支給区分並びに所要財源について は、普通交付税の算定において必要な改正措 置を行なつた。また、特別交付税においても 必要な増額交付を行なつてきが、なお、今 後も検討することとした。	昭和三十五年度において請願の趣旨のとおり 措置した。河川改修工事として施行するものであ る。なお、國庫負担率の引き上げについては、今 後検討したい。	新潟地区地盤沈下対策事業に 關する請願(第六四三号)	新市町職員の給与改善に關 する請願(第四九一号)	治水事業促進に關する請願 (第一五三三号)
昭和三十四年度地方交付税において基準財 政需要額に算入し、期限終了に伴つて地方財政 が著しく増加し、一般公共事業の執行上支 障を生じてゐる地方團体に対しては、昭和三 四年度において財政運営の円滑化を図るた めに	目下検討中であるので、調査の結果をまつて 処理したい。	昭和三十五年度において請願の趣旨のとおり 措置した。河川改修工事として施行するものであ る。なお、國庫負担率の引き上げについては、今 後も検討することとした。	昭和三十五年度において請願の趣旨のとおり 措置した。河川改修工事として施行するものであ る。なお、國庫負担率の引き上げについては、今 後も検討することとした。	寒冷補正の支給区分並びに所要財源について は、普通交付税の算定において必要な改正措 置を行なつた。また、特別交付税においても 必要な増額交付を行なつてきが、なお、今 後も検討することとした。	寒冷補正の支給区分並びに所要財源について は、普通交付税の算定において必要な改正措 置を行なつた。また、特別交付税においても 必要な増額交付を行なつてきが、なお、今 後も検討することとした。	寒冷補正の支給区分並びに所要財源について は、普通交付税の算定において必要な改正措 置を行なつた。また、特別交付税においても 必要な増額交付を行なつてきが、なお、今 後も検討することとした。	新潟地区地盤沈下対策事業に 關する請願(第六四三号)	新市町職員の給与改善に關 する請願(第四九一号)	治水事業促進に關する請願 (第一五三三号)

地方財政の再建等のための公  
共事業に係る国庫負担等の臨  
時特例に関する法律の復元に  
關する諸願(第二七七号)  
遊興飲食税減免に関する諸願  
(四件)(第五三、七七一、七  
九五、七九六号)

新市町村建設育成のための地  
方交付税法の特例措置延長に  
關する諸願(第一四六〇号)

行政書士法の一部改  
る諸願(九件)(第一一二三四、  
一四五、一四九、一四五、  
五一四、一五一、一五一、  
五一五、一五一、一五三、  
一五三、一五三、一五三  
号)

特別交付税増額等に  
關する諸願  
(第二七四号)

め、一般補助事業に対する起債の増額許可をすることとした。

地方負担額が著しく増加し、一般公共事業の執行上支障を生じている地方団体に対しては、一般的補助事業に対する起債の増額として総額二十億円を許可することとした。

現行制度では飲食店等における大衆的な飲食のうちほとんどが「免課」となつて思われるが、税制調査会にも諮つて検討することとした。

特別措置にかえて基準財政需要額の算定方法を改正し、必要な財源強化の措置を行なうことをとした。

第三十四回国会において、行政書士法の一部改正が行われ、昭和三十五年十月一日から施行されている。

第三十六回国会参議院において採択された請願の処理経過		三、失効に伴う地方負担額の増加に対しても、は、昭和三十九年七月末までに硫安トン当り二ドルまで引き下げるべく努力している。	
件名	主管もな	請願に対する処理要領	起債の拡大を行ない措置した。
男子看護人の名称改正に関する請願(第二十九号)	厚生省	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。	
厚生省看護課再設置に関する請願(二件)(第五、四〇号)	同	世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	
身体障害者更生資金貸付制度を設けるに関する請願(第四号)	同	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。また、世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	
動員学徒犠牲者援護に関する請願(第二十三号)	同	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。また、世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	
農林省	同	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。また、世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	
農業災害補償制度改正等に関する請願(第二〇号)	同	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。また、世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	
農業灾害補償制度改正等に関する請願(第六四号)	同	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。また、世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	
國民年金制度改善に関する請願(第二十二号)	同	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。また、世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	
農業灾害補償制度改正等に関する請願(第一号)	同	看護行政の一元的かつ強力な推進を図るために看護課を設置するよう関係省庁等と折衝中である。また、世帯更生資金貸付制度の中に身体障害者更生資金貸付制度を設けることとし、早急にその実現をはかりたい。	

水道事業及び下水道事業用電気料金に関する請願(第一六号)	水道事業及び下水道事業用電気料金に関する請願(第一六号)
通商産業省	通商産業省
労働省	労働省

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円  
(印し良質紙は二十円)  
(配送料共内)  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段三三三至一  
郵課